

# 春日部中央総合病院居宅介護支援事業所重要事項説明書

〈令和 7 年 8 月 1 日現在〉

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称 医療法人財団 明理会  
代表者役職・氏名 理事長 中村 哲也  
法人所在地 電話番号 東京都板橋区本町 36-3 03-5943-2411

## 2. 春日部中央総合病院居宅介護支援事業所の概要

### （1）事業所の名称等

名称	春日部中央総合病院居宅介護支援事業所
所在地	埼玉県春日部市藤塚 250-132
事業所番号	居宅介護支援 （1170603284 号）
通常の事業の実施地域	春日部市、越谷市、松伏町

### （2）事業所の職員体制

職種	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者 主任介護支援専門員	従業者と業務の管理 居宅介護支援を兼務	1名		1名
介護支援専門員	居宅介護支援	3名	1名	5名

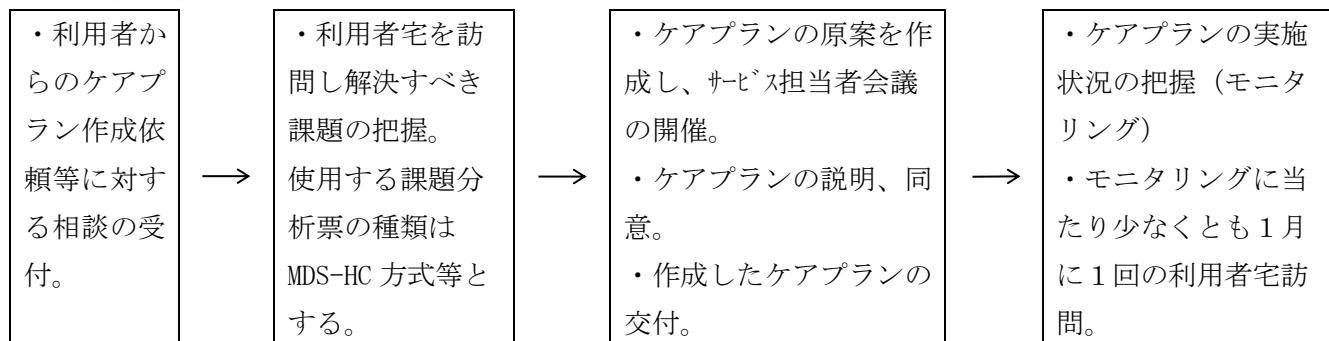
### （3）営業日および営業時間、電話番号

月曜日から土曜日 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分 (土曜日 : 8:30~12:30)

日曜日・祝祭日、12月30日～1月3日は休業

電話番号 048-733-7207

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



#### 4. 居宅介護支援の利用料

##### (1) 基本利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため原則として無料です。

※ 介護保険料の滞納により保険給付金が当事業所に給付されない場合、要介護度に応じて下記の金額をお支払いいただきます。

( 要介護 1・2 ) :11, 316 円 ( 要介護 3・4・5 ) :14, 702 円  
(1086 単位) (1411 単位)

##### (2) 加算 (要件を満たす場合に基本利用料に以下の料金が加算されます。)

初回加算 3, 126 円/月 (300 単位)

入院時情報連携加算 (I) 2, 605 円/月 (250 単位) 入院日

入院時情報連携加算 (II) 2, 084 円/月 (200 単位) 入院翌日または翌々日

退院・退所加算 (I) イ 4, 689 円/月 (450 単位)

入院、入所中に職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること。

退院・退所加算 (I) ロ 6, 252 円/月 (600 単位)

入院、入所中に職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けていること。

退院・退所加算 (II) イ 6, 252 円/月 (600 単位)

入院、入所中に職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けていること。

退院・退所加算 (II) ロ 7, 815 円/月 (750 単位)

入院、入所中に職員から利用者に係る必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回はカンファレンスによること。

退院・退所加算 (III) 9, 378 円/月 (900 単位)

入院、入所中に職員から利用者に係る必要な情報の提供を 3 回以上受けており、うち 1 回はカンファレンスによること。

緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 084 円/月 (200 単位)

病院又は診療所の求めにより当該病院、診療所の医師又は看護師と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要なサービスの利用に関する調整を行った場合 1 月に 2 回を限度。

ターミナルケアマネジメント加算 4, 168 円/月 (400 単位)

在宅で亡くなられた利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で死亡日及び死亡前日 14 日以内に 2 日以上、利用者・家族の同意を得て居宅を訪問し利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合。

通院時情報連携加算 521 円/月 (50 単位)

医師・歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師・歯科医師に利用者の心身、生活環境の情報提供を行い、医師・歯科医師から利用者に関する必要な情報を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合。

(3) 基準を満たした場合、市に届け出を行い算定する加算

特定事業所加算（I）5,262円/月（519単位）

特定事業所加算（II）4,386円/月（421単位）

特定事業所加算（III）3,365円/月（323単位）

特定事業所加算（A）1,187円/月（114単位）

特定事業所医療介護連携加算 1,302円/月（125単位）

(1) (2) (3) は春日部市の地域区分（6級地）加算10.42円/単位を含む。

## 5. 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ未満500円、片道10キロ以上1,000円を請求します。

## 6. 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介すること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- (5) 指定居宅介護支援事業者は、前6月間に作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具、地域密着通所介護（以下、「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられたケアプランの数が占める割合及び前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一のサービス事業所によって提供されたものが占める割合（上位3位）について説明を行います。

## 7. 定員上限の修正

ケアプランデーター連携システム活用、かつ、事務職員の配置を行った場合。

## 8. 認知症に係る取り組みの公表

法人内、県や市などにおける研修の受講状況、取組状況について介護サービス情報公表制度において公表する。

## 9. 看取期における本人の意思の尊重

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。

## 10. 退院退所時のカンファレンスにおける福祉用具相談専門員の参加

### 11. 質の高いケアマネジメントの推進

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用について説明する。

・前期（3月1日から8月末日）　・後期（9月1日から2月末日）

### 12. ハラスメント対策

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。法人、県、市等の研修への参加。

### 13. 事業所の取り組み

#### (1) 災害、感染症対策の取り組み

災害及び感染症の発生及び蔓延等に関する取り組み、法人内、県や市等が実施する研修会への参加。

#### (2) 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合でも業務継続に向けた計画等の作成、研修の実施、訓練。

#### (3) 利用者の人権の擁護、虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

#### (4) 身体拘束等の適正化

利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行いません。身体拘束等を行う場合は、そのよう態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### 14. その他

#### ・料金が発生した場合の支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし毎月5日までに前月分の請求を致しますので、一週間以内にお支払い下さい。お支払いの方法は現金とし領収書を発行します。

## 1 5. サービスの終了について

### (1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書、電話等でお申し出くださいましても解約できます。解約料はかかりません。

### (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了一ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

### (3) 自動終了の場合

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設への入所や医療機関に入院し、1年以上経過した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援、もしくは非該当と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

### (4) その他

お客様やご家族等が当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 1 6. 当事業所の運営方針など

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 常にサービスの質の向上をめざし、内部、外部の研修参加を積極的に進めて参ります。

## 1 7. 秘密の保持

- (1) 介護支援専門員が業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ同意を得ない限りサービス担当者会議等で個人情報を用いません。

## 1 8. 苦情相談窓口

- ・当事業所の介護支援専門員に関する相談や苦情については、次の窓口で承ります。

相談窓口	担当 管理者 渡邊 朱美 電話番号 048-733-7207 受付時間 午前8時30分から午後5時30分まで 土曜日：8：30～12：30 受付日 月曜日から土曜日まで ( 日曜日、祝祭日、12月30日～1月3日は除く)
------	--

- ・ 公的機関においても苦情申し出ができます。

相談先	春日部市役所介護保険課	048-736-1111 (代)
	越谷市役所福祉部介護保険課	048-963-9305 (代)
	松伏町役場いきいき福祉課	048-991-1886 (代)
	埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568 (直)

[ 説明確認欄 ]

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要事項を説明致しました。

事業者

名称 春日部中央総合病院居宅介護支援事業所

所在地 埼玉県春日部市藤塚 250-132

説明者 介護支援専門員

氏名 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_